

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和43年長野県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3の特殊現場作業手当の項中

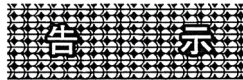
大規模なダム建設工事現場（当該工事現場に附帯する発電所建設工事現場を含む。）で行う作業	1日につき400円（2時間未満の場合240円）	を
大規模なダム建設工事現場（当該工事現場に附帯する発電所建設工事現場を含む。）で行う作業	1日につき400円（2時間未満の場合240円）	に改める。
重大な災害の発生した現場等で行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業その他管理者が認める作業（災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行うものに限る。）	1日につき900円	

附 則

(施行期日等)

- この管理規程は、公布の日から施行する。
- この管理規程による改正後の企業職員の給与に関する規程別表第3の規定は、令和6年1月1日から適用する。

経営推進課



長野県告示第197号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第1項の規定により、同法第28条に規定する業務を行う者として、次のとおり指定しました。

令和6年4月4日

長野県知事 阿 部 守 一

名 称	住 所	事務所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 北アルプスの風	大町市大町2790番地2	大町市大町4085番地5	令和6年4月1日

障がい者支援課

長野県告示第198号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターから事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

令和6年4月4日

長野県知事 阿 部 守 一

名 称	事務所の所在地		変更年月日
	新	旧	
社会福祉法人 長野県社会福祉事業団	松本市大字島立1020 松本合同庁舎2階	(大北事業所) 大町市大町1129 大町市総合福祉センター内 (松本事業所) 松本市大字島立1020 松本合同庁舎2階	令和6年4月1日

障がい者支援課

長野県告示第199号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターから事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

令和6年4月4日

長野県知事 阿部 守一

名称	事務所の所在地		変更年月日
	新	旧	
社会福祉法人清明会	諏訪市大手一丁目789番地1	諏訪市湖岸通り五丁目18番23号	令和6年4月1日

障がい者支援課

長野県告示第200号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和6年4月4日

長野県知事 阿部 守一

- 施行者の名称
長野市
- 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画下水道事業 長野市流域関連公共下水道（下流処理区）
- 事業施行期間
昭和61年12月11日から
令和10年3月31日まで
- 事業地
 - 収用の部分
変更なし
 - 使用の部分
長野市吉田五丁目、大字石渡字宮沢、字八反田、大字東和田字町長堰沖、字石渡境沖地内

水道・生活排水課

長野県告示第201号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和6年4月4日

長野県知事 阿部 守一

- 施行者の名称
千曲市
- 都市計画事業の種類及び名称
千曲都市計画下水道事業 千曲市公共下水道
- 事業施行期間
平成4年3月2日から
令和10年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

更埴市の平成4年長野県告示第153号、平成7年長野県告示第686号、平成9年長野県告示第246号、平成10年長野県告示第166号及び平成12年長野県告示第28号及び平成14年長野県告示第602号、戸倉町の平成5年長野県告示第133号、平成10年長野県告示第167号、平成12年長野県告示第334号及び平成14年長野県告示第258号、上山田町の平成5年長野県告示第717号、平成7年長野県告示第464号、平成9年長野県告示第18号、平成10年長野県告示第418号、平成12年長野県告示第159号、平成13年長野県告示第540号の事業地、千曲市の平成16年長野県告示第638号、平成22年長野県告示第7号、平成26年長野県告示第97号及び平成30年長野県告示第267号の事業地に大字雨宮字起返北ノ割、字起返中ノ割、大字八幡字中川原、大字千本柳字向川原、大字倉科字北の入、字坂山、字牛活、字北山、字古屋、字満上、字鳶の巣、字竹尾、字大峡、字石杭、字清水尻、字鳥居町、字下久称、字矢の口、字原、字田端、字北棄水、字南棄水及び大字生萱字東湯沢の各一部を追加する。

水道・生活排水課

長野県告示第202号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和6年4月4日

長野県知事 阿部守一

1 施行者の名称

高森町

2 都市計画事業の種類及び名称

高森都市計画下水道事業 高森町公共下水道

3 事業施行期間

平成7年3月9日から

令和12年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成7年長野県告示第204号、平成12年長野県告示第214号、平成16年長野県告示第542号、平成23年長野県告示第174号、平成29年長野県告示第148号、令和4年長野県告示第133号の事業地のうち山吹及び吉田及び下市田及び上市田地内において事業地を変更し、牛牧、出原を追加する。

水道・生活排水課